

滑川町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例（案）
パブリックコメントの実施結果について

【意見の内容及び町の考え方】

No.	該当箇所 (項目)	意見及び内容	町の考え方
1	第1条	「太陽光発電事業と地域の共生を図り」の「共生」はいらぬのでは。	太陽光発電事業と地域の共生については、国で推進しており、また地域に根差すことから「共生」との表現は残したいと考えております。
2	第1条	自然環境保護の視点から緑化について積極的に協調していただきたい 「緑化」の追記をしてほしい。	ご意見を参考に施行規則で自然環境への配慮事項として、事業者へ緑化計画の提出と空地、法面等へ緑化の協力を検討いたします。
3	第2条	自然環境保護の視点から緑化について積極的に協調していただきたい。 「緑化」追記してほしい。	意見No.2のとおりです。
4	第2条	「町には関東一 200 以上の数を誇る沼（ため池）がある。古墳時代から先人たちが命がけで作成、受け継がれてきた。これは谷津田による農業だけでなく災害対策、ミヤコタナゴをはじめとした貴重な生態系の維持にも通じている。これらのため池を含む里山景観その他の自然環境は共通のかけがえのない財産として現在および将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。」に差し替えてほしい。	原文に集約されていると考えます。
5	第3条	「イ 営農型太陽光発電設備」について、営農型が崩されている現状があるので削除を	営農型太陽光発電の基準の緩和に備えて、削除いたします。
6	第5条	自然環境保護の視点から緑化について積極的に協調していただきたい。 緑化の追記をしてほしい。	意見No.2のとおりです。
7	第5条	「事業者は開発行為を行うに必要な信用を得た者でなければならない。」を追加してほしい。	ご意見を参考に施行規則にて検討します。
8	第10条 第1項	「あらかじめ説明会・・・措置を講じなければならない」を「説明会を行い住民の同意を得なければならない。」の文に差し替えしてほしい。	住民の同意については、法律に抵触する可能性があると考えております。近隣住民等に対して、十分理解が得られるよう指導していきます。

9	第10条	説明会「等」など説明会の他の方法があるかのような表現は避けるべき。	感染症対策などで説明会が出来ないことを想定し、「等」としております。基本的に地域住民等への説明については、説明会を行うよう指導していきます。
10	第10条 第3項	「理解が得られない場合は、住民の求めに応じ再度、説明会を行わなければならない。」を追加してほしい。	施行規則において、説明会等を行った後に事業者より報告書として住民の意見をまとめ、その対応についてはホームページにて公表をすることを考えております。近隣住民等に対して、十分理解が得られるよう指導していきます。
11	第10条 第3項	「理解が得られるよう」の後に「住民の意見要望を出来るだけ受け入れるよう」に追記してほしい。	本条例は、地域住民等の安全な生活と本町の環境保全に寄与することを目的としております。中立な立場から「住民の意見要望を出来るだけ受け入れるよう」という追記は難しいと考えます。
12	第12条 第1項	「説明会等の状況を記録した書類を添えて」の文を「説明会の状況を記録し、住民の確認を得た書類を添えて」に差し替えてほしい。	ご意見を参考に施行規則にて検討します。
13	第12条 第2項	「自然環境保護のための緑化計画の提示」を追加してほしい。	意見No.2のとおりです。
14	第15条	「自然環境保護」を追加してほしい	自然環境への配慮事項として、緑化を推進していきたいと考えております 事業者へ緑化計画の提出と空地、法面等へ緑化の協力を求めてまいります。また、光の反射が予測される場合は光の抑制のため境界に植林するよう指導していきたいと考えております。
15	第16条	「事業者は事業の譲渡、相続合併分割等によりその地位を承継しようとする場合は、承継する60日前に町長に届け出なければならない。」を挿入してほしい。	ご意見を参考に文章を整理し追加いたします。
16	第18条 第2項	「必要な措置を講じ」の後に「その結果を町長に報告しなければならない。」を挿入。	ご意見のとおり追加いたします。
17	経過措置 第2項	第10条（地域住民等への説明）については適用できるでしょうか？	第10条（地域住民等への説明）については、本町の太陽光ガイドラインにおいて指導してきており、住民説明については、既に行われているものと考えております。
18	経過措置 第2項	第18条（維持管理）を削除すべき。着手済みの件は仕方ないかもしれませんが、着手中については適用にすべきではないでしょうか	着手中のものについては、本町の太陽光ガイドラインにて指導しております。また設置後の違反については、町で指導できることは指導し、従わない場合は経済産業省への違反事項の情報提供を行っていただきたいと考えております。

19	経過措置 第5項	「第15条」の規定には、「第14条、 第17条、第18条」の追加を。	ご意見を参考に検討いたします。
----	-------------	---------------------------------------	-----------------